

## 「議題1 神奈川県動物愛護管理推進計画（改定案）について」の質問、意見及び回答

### 意見、質問及び回答

#### 施策別取組

##### <意見（鳥海委員）>

『「犬・猫の引取り数」については、過去7年間の数値からも大幅に減少しており、今後も施策への取組により数値が減少していくことが期待されますが、一定数の引取りは存在していることや、多頭飼育崩壊が起きた場合には多数の引取りを行わなければならないことを考慮し、5年後、10年後ともに、指標は推定値より低く設定しました。』

とありますが、この下線の文言ですとすべてのケースで引き取ると安易に解釈できます。また所有権の有無に関係なく引き取る・・とも解釈できます。文言の表現の検討が必要ではないでしょうか。

（回答）

ご指摘のあった下線の文言は削除し、次のとおり修正します。

『「犬・猫の引取り数」については、過去7年間の数値からも大幅に減少しており、今後も施策への取組により数値が減少していくことが期待されますが、一定数の引取りは存在していることを考慮し、5年後、10年後ともに、指標は推定値より低く設定しました。』

（補足：文中の「一定数の引取り」とは、所有権放棄による引取り等とともに多頭飼育崩壊が起きた場合にその飼い主が所有権放棄した犬・猫の引取りのことを指します。）

##### <意見（山田委員）>

「犬猫の致死処分数」の内「譲渡不適」とされる犬猫に対してもできる限り対応策を探る旨を盛り込んで頂きたい。

（理由）

判断基準が統一していない事から、譲渡可能な犬猫が譲渡不適とされている可能性があります。今後、情報共有を強化し対策を講ずるべきと考えます。

（回答）

現状、県内においても県と保健所設置市とで統一されていませんが、これは、各自治体における愛護センター等がそれぞれ譲渡不適の判断基準を定めていることためであり、統一することは困難です。従いまして、記載についてはこのままとします。

なお、その判断基準は全国的にも各自治体にゆだねられている状況にあるため、今後、全国的に統一するような動きがあれば、県、保健所設置市で検討いたします。

## 施策5 動物による危害や迷惑の防止

### <意見（大矢委員）>

長年飼い主のいない猫への無責任な餌やりが続いており、未だ周辺的生活環境が損なわれているのが現状である。改正点では事態を認めた場合は餌やりをしている者に対して必要な指導又は助言をするとあるが、動物愛護推進員もこの問題には苦慮しているとの話を聞いている。

そこで、動愛法に抵触をする事が無ければ動物愛護推進員も少し踏み込んだ対応ができるよう、餌やりをしている者への注意について、対策に追記しては如何か。

(回答)

本計画では動物愛護管理推進員の役割について記載しており、具体的には、「動物愛護管理に関する普及啓発、住民の求めに応じた動物の繁殖制限等に関する助言、動物の所有者の求めに応じた譲渡のあっせんやその他の必要な支援、動物の愛護と適正な飼養の推進のための施策への協力、災害時における動物の避難、保護等に関する施策への協力を行うことが求められます。」としております。

動物愛護管理推進員には飼い主のいない猫への無責任な餌やりをする者へのご注意をしていただくことはできますので、記載はそのままいたします。

「議題2 神奈川県動物愛護管理推進計画（平成26年度～平成35年度）令和2年度実施結果（4月～10月）について」に関する質問、意見及び回答

意見、質問及び回答

施策5 動物による危害や迷惑の防止

①飼い主のいない猫への対策

<質問（山田委員）>

・神奈川県動物愛護センターで行った避妊去勢手術数が7ヶ月で7頭は少ないと思いますが、その理由・原因は何だとお考えでしょうか。「飼い主がいない猫を適正に管理できると認められる者」の基準に当てはまる者は何名（又は何グループ）ありますか。また、地域はどこでしょうか。

（回答）

実施頭数が10月末までで7頭となっている理由や原因としては、対象月齢に達しておらず手術の時期を遅らせたこと、搬入日までに猫を捕獲できなかったため延期となったこと、姿を見かけなくなったり県内の一部市町村で行っている飼い主のいない猫の不妊去勢手術の助成を活用したためキャンセルとなったこと、等があげられます。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を受け、6月から申請を開始しており、以降10月までの申請件数及び頭数は、15件（15グループ）、77頭でした。

また、「飼い主のいない猫を減らすという活動目的を共有し、かつ、活動地域における飼い主のいない猫を適正管理することができる2名以上の者」にあてはまる場合は全ての方が支援対象者となり、申請に基づき個別に審査を行っています。なお、申請地域については、次のとおりでした。

管轄保健福祉事務所等	申請件数
平塚保健福祉事務所	1
平塚保健福祉事務所秦野センター	5
鎌倉保健福祉事務所	2
厚木保健福祉事務所	2
厚木保健福祉事務所大和センター	3
藤沢市保健所	1
茅ヶ崎市保健所	1
総 計	15

## ②飼い主への普及啓発

<質問（山田委員）>

・10頭以上の犬や猫を飼う場合に条例に基づく届出が義務化されたことの周知はどのように行われ、該当期間に何件の届出がありましたか。全件での総頭数と不妊去勢手術の有無についてお教えてください。

・「届出により飼育状況を早期に把握して適正飼育について助言や指導を行った」とありますが、動物愛護法第25条と10頭以上の届出により勧告・命令に至った事例はないということで宜しいでしょうか。

（回答）

条例に基づく届出の周知については、ホームページへの掲載、保健福祉事務所等の窓口でチラシの配架を行いました。

令和2年4月から10月までの間の届出件数は27件でした。

届出制度が開始された令和元年10月1日から、令和2年10月末までに届出があった総頭数、不妊去勢手術の実施の有無は次のとおりであり、届出をしない者に対して勧告をするに至った事例はありません。

犬 総頭数	実施頭数		未実施頭数		実施状況 不明頭数	猫 総頭数	実施頭数		未実施数		実施状況 不明頭数
	去勢	避妊	去勢	避妊			去勢	避妊	去勢	避妊	
326	75	80	48	39	84	1,338	499	486	119	139	95

なお、同期間中に動物愛護管理法第25条に基づく勧告・命令を行った事例もありません。

## 施策6 遺棄・虐待防止の取組み

### ②遺棄・虐待発生時の対応

<質問（山田委員）>

・動物愛護法第41条の2にて、獣医師による虐待の通報が義務化されましたが、該当期間に何らかの実施あるいは構築された手順は特にないという事で宜しいでしょうか。

（回答）

獣医師による虐待の通報が義務化されたことを受けて、神奈川県、保健所設置6市において、次のとおり対応しました。

#### 神奈川県

獣医師からの虐待通報を受けた際に必要な情報を確実に把握するため、「動物虐待通報受信記録票」を作成するとともに、家畜への虐待通報については、家畜保健衛生所と連携し対応することを畜産課と調整しました。

#### 横浜市

獣医師からの通報を受けた際には、直ちに状況確認を行い、必要に応じて警察と連携して対応してまいります。

#### 川崎市

獣医師からの通報を受けた際には、各区役所衛生課、動物愛護センター、本庁で情報共有し、市獣医師会とも連携を密に対応しています。また、家畜への虐待通報については、家畜保健衛生所と連携し対応してまいります。

#### 相模原市

本市では、獣医師からの虐待の通報があった際は、記録を作成し、飼い主に対し必要な調査を実施するとともに、状況に応じて警察と連携して対応します。

#### 横須賀市

横須賀市では、獣医師からの虐待の通報があった際には記録を作成し、状況を調査し、必要に応じて警察と連携を図ります。

#### 藤沢市

神奈川県と同様、「動物虐待通報受診記録票」を参考に、聞き取りを行っています。

#### 茅ヶ崎市

神奈川県と同様、「動物虐待通報受診記録票」を参考に、聞き取りを行っています。

### 該当箇所：施策9 人と動物の共通感染症への取組み

#### ②調査、情報収集等の実施

<質問（山田委員）>

- ・神奈川県で行われた調査結果の公表はどこで拝見できますか。

（回答）

#### 神奈川県

神奈川県動物愛護センターのホームページで公表しています。

<ホームページ URL>

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v7d/cnt/f80192/p527145.html>

※なお、調査を行っているのは神奈川県のみになります。

<質問（山田委員）>

・致死処分の中の「譲渡不適」の判断は県内で統一されていますか。神奈川県と各市の判断基準をお教えください。

（回答）

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市とで譲渡不適の判断基準は統一しておりません。

なお、それぞれの判断基準は次のとおりです。

**神奈川県**

神奈川県動物愛護センターが保護した犬猫等の動物の譲渡適正判断に係るガイドラインを作成しており、それに基づき判断しています。判断の観点は、「疾病等の観点」と「動物行動学的観点」になります。また、必要に応じて臨床獣医師や動物行動学の専門家、動物愛護ボランティアの助言を求めます。

**横浜市**

センター職員（うち2名以上は獣医師資格を有する者）3名以上が協議し、判断します。判断基準は、主に以下の3点となります。

- ・感染症や傷病等によりセンターでの治療が困難で回復の見込みが低いもの
- ・幼齢個体で、重篤な感染症、下痢、発育不全などにより回復の見込みが低いもの
- ・馴致を試みても、攻撃性が強く、譲渡した場合に譲渡先での事故等の可能性が高いもの

**川崎市**

判断に係る内部マニュアルに基づき、3名以上の獣医師で協議し判断しています。また、必要に応じて、専門知識を有する者（市獣医師会の獣医師等）に助言を求めています。

主な判断基準としては、次のようなものがあります。

- ・重度の骨折や脳障害等により回復の見込みが著しく低く、予後に重度の障害があると判断したもの
- ・重篤な感染症等に罹患し、感染症対策と継続した治療が困難なもの
- ・馴化を試みても、攻撃的な行動を示し、譲渡した場合に譲渡先での事故等の可能性が高いもの

**横須賀市**では、

「動物愛護センターにおける収容動物の致死処分に関する要領」に基づき4名以上のセンター職員（うち3名以上は獣医師）が協議して判断しています。

主な判断基準は以下によります。

- ・重篤な全身症状等によりセンターでの治療が困難で回復の見込みが低いもの
- ・馴致を試みても攻撃的な行動を示し、譲渡した場合に譲渡先での事故等の可能性が高いもの
- ・発症すると重篤となる感染症又は他の収容動物にまん延する可能性が高い感染症に感染しているもの
- ・幼齢個体で、重篤な感染症、下痢、嘔吐、著しい衰弱等により正常な発育が困難と判断したもの

<意見（山田委員）>

・神奈川県動物愛護管理推進計画の数値指標に係る統計（令和2年度 4月～10月）表

「譲渡不適」の判断について「神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市とで譲渡不適の判断基準は統一していない」ことを明記すべきと考えます。

（理由）

統計として一覧表で示す場合、判断基準は統一しているものとみなすため但し書きが必要です。致死処分の中の「譲渡不適」の判断は県内で統一されていますか。神奈川県と各市の判断基準をお教えください。

（回答）

譲渡不適の判断基準は各自治体の動物愛護センターが定めており、全国的にも統一されておらず、環境省で毎年作成する事務提要においても同様の統計を掲載するにあたり、御意見にあるような記載はしていません。

そのような状況を鑑み、御意見の文言は明記しないこととします。

「議題3 神奈川県動物愛護管理推進計画令和3年度実施計画（案）について」に関する  
質問、意見及び回答

意見、質問及び回答

**施策2 動物の収容数減少への取組み**

**③繁殖制限措置の実施の推進**

<質問（山田委員）>

・神奈川県の「飼い主のいない猫の避妊手術又は去勢手術の支援事業」は実施しないのでしょうか。

（回答）

実施いたします。施策5に記載しております。

<意見（山田委員）>

・動物愛護法第37条にて適正飼養が困難な場合は繁殖防止が義務化されましたが、コロナ禍で仕事を失うなど、費用の捻出が困難な状況での相談が寄せられています。未曾有の事態に生活保護申請者の増加が予想されますので、期間や条件を定めた犬猫の不妊去勢手術支援制度を盛り込むことはできないでしょうか。

（回答）

不適正な多頭飼育対策において、避妊去勢手術の重要性は認識していますが、現時点において、飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術支援制度を計画に盛り込む予定はございません。

**施策5 動物による危害や迷惑の防止**

**②飼い主への普及啓発**

<意見（山田委員）>

神奈川県動物愛護条例にて10頭以上の犬や猫を飼う際の届出が義務化されましたが、2020年には海老名市で届出を行っていた飼主宅に144頭もの猫が飼われていた事例の他、厚木市、小田原市、平塚市などでも猫の多頭飼育崩壊があったと聞いております。横浜市でも20~30頭の多頭飼育崩壊や相談が複数あり、多くの自治体で抱えている問題と思います。

一家庭で144頭まで猫を繁殖させることは稀有かもしれませんが、その数は神奈川県域の年間の飼主からの猫の引き取り数に迫ります。

動物の管理だけでなく、飼い主、近隣住民の福祉を盛り込んだ関係機関との協議の場を設定するなど、多頭飼育者への対応を施策として盛り込んで頂きたい。

（回答）

ご意見のとおり、不適正な多頭飼育への対応を施策に盛り込むこととし、計画の「施策5 動物による危害や迷惑の防止」に次の文言を追加します。



## ⑤ 不適正な多頭飼育対策

- 犬猫の多頭飼育による不適正な飼育を防止するため、必要に応じて福祉部局等の関係機関と連携しながら、飼い主に対する調査、指導等の対応を行う。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

<意見（大矢委員）>

・特定動物についてももう少し記述があっても良いのではないかと思います。例えば交雑の繁殖の禁止は明記されていますが、現在飼養許可をされている数量を越えて飼養する事は出来ないのに、繁殖の制限等を明記すべきかと思えます。

（回答）

特定動物の飼養者が遵守すべき飼養又は保管の方法については、繁殖の制限以外にも様々なものがあり、「…特定動物の飼養又は保管に対する法令遵守を徹底させ、特定動物による危害の発生防止を図る」の文言に繁殖の制限を含めた全ての遵守すべき内容が含まれていると考えております。

従いまして、繁殖の制限のみの明記はしないこととしますが、繁殖の制限も含め、特定動物の飼養者には法令遵守を徹底するよう指導を行ってまいります。

（「特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月20日環境省告示第22号）」には繁殖制限の措置を講じることが規定されています。）

## 施策6 遺棄・虐待防止の取組み

### ②遺棄・虐待発生時の対応

<意見（山田委員）>

・虐待に対する自治体の判断に温度差を感じています。例えば、棒で犬が殴打されていても出血がないという理由で虐待に当たらないという判断や、室内に動物の死体が放置されていても死亡理由が不明なので虐待に当たらないと判断されるケースがあると聞きます。市民が通報を行った時点で動物愛護法第44条第2項に則した判断が下されるよう統一見解の周知を盛り込んでください。

（回答）

遺棄・虐待については、調査等を実施し、個別に判断することになるので、統一見解を示すことは難しく、また、遺棄・虐待の該当性については、警察の判断もあると考えられることから、その周知を盛り込むことはできません。

<意見（山田委員）>

・ 獣医師による虐待の通報が義務化されましたが、連携を密にするという文言では通報の方法が不明瞭と思います。通報に関する手引き等、通報時の必要事項や注意点の作成を盛り込んでください。

（回答）

計画には記載しませんが、獣医師からの虐待通報の連絡先については環境省のホームページに掲載されています。

また、神奈川県、藤沢市、茅ヶ崎市では虐待通報を受けた際に必要な情報を確実に把握するため、動物虐待通報受信記録票を作成し、活用しています。

横浜市では、獣医師からの通報を受けた際には、直ちに状況確認を行い、必要に応じて警察と連携して対応してまいります。

川崎市では、日頃から動物病院や警察とも連携しており、獣医師からの通報を受けた際に必要な情報をしっかり確認するとともに、市獣医師会とも情報共有に努めています。

相模原市では、獣医師からの虐待の通報があった際は、記録を作成し、飼い主に対して必要な調査を実施するとともに、状況に応じて警察と連携して対応します。

横須賀市では、獣医師からの虐待の通報があった際には記録を作成し、状況を調査し、必要に応じて警察と連携を図ります。

また、神奈川県・6市とも、家畜の虐待通報には、畜産部局や家畜保健衛生所と連携して対応します。

<追加意見（山田委員）>

（対策もしくは目標）

・ 虐待について全県で統一した「動物虐待通報受信記録票」を作成し、獣医師による虐待の通報等に適正な対応ができるように進める事、また家畜への虐待通報については、家畜保健衛生所と連携することを盛り込んで頂きたい。

（回答）

県及び保健所設置6市において、虐待通報への対応が円滑に行われるようにするための検討は必要ですが、通報事例はまだ数が少ないため、様式を県と保健所設置6市で統一することで対応が円滑になるかについては、現時点では判断ができません。

今後、対応した事例を参考に、方法等を精査する必要があり、その中で、統一が必要な状況が生じた場合は統一に向けて検討いたします。

産業動物の虐待事例については県及び保健所設置6市とも家畜保健衛生所との連携を図り対応いたします。このことは現在の文言に含まれることであるため、具体的に明記はいたしません。

<意見（山田委員）>

・虐待か否かを見極める際、法獣医学の知識や死亡時には剖検が重要になりますので、獣医大学あるいは獣医学研究者を連携の中に明記してください。

（回答）

計画には記載しませんが、動物の不審死亡個体を入手した場合や、虐待が疑われるような事例が生じた場合については、環境省からの依頼に基づき、環境省の指定する獣医系大学に検体を提供し、虐待の判断に係る獣医学的助言を求めることとしています。